

国民健康保険と後期高齢者医療制度

■ 国民健康保険

新しい被保険者証の発送

7月中に郵送します。

8月1日(木)以降は、今まで使用していた被保険者証は使えなくなりますのでご注意ください。

※市役所での受け取りや、簡易書留郵便を希望する方は、7月4日(木)までに同課へ連絡してください。

➡ 国民健康保険税の納付方法などのお知らせは、6ページをご覧ください。



保険税の滞納がある世帯

有効期限が3カ月または6カ月の短期被保険者証を交付します。

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯は、いったん医療費の全額を医療機関に支払うことになる被保険者資格証明書が交付

保険年金課

国民健康保険について
国民健康保険担当・☎②2147
後期高齢者医療制度について
高齢者医療担当・☎②2184

70歳以上75歳未満の方は…

7月中に被保険者証と高齢者受給者証が一体となったものを郵送します。
※今後新たに70歳になる方には、70歳の誕生日(1日生まれの方は前月)の中旬に郵送します。

●自己負担の割合

平成30年中の所得などによる判定で2割または3割



■ 後期高齢者医療制度

対象者

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方

自己負担の割合

30年中の所得による判定で、1割または3割
※3割となる現役並み所得者で、収入額が一定未満である場合は、申請すると翌月から1割になります。

※保険外診療の場合は、全額自己負担です。

保険料率

均等割額 … 4万3,200円

所得割率 … 8.54%

賦課限度額 … 62万円(年額)

低所得者の軽減特例措置

均等割額…一部変更

9割⇒8割軽減

所得割額…軽減なし

※軽減特例措置の詳細は、本紙5月号をご覧ください。

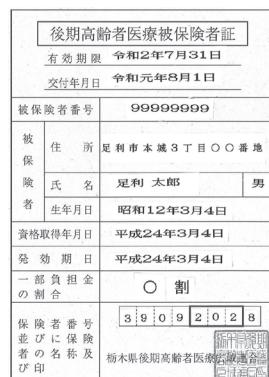
新しい被保険者証の発送

7月下旬に郵送します。

8月1日(木)以降は、今まで使用していた被保険者証は使えなくなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証の有効期限は令和2年7月31日です。

▶ 藤色の被保険者証





届いた封書は必ず確認!
納付や申請は忘れずに!

後期高齢者医療保険料額の決定通知書

今年度の保険料額の決定通知書を**7月中旬**に郵送します。
※前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。

▶年金から直接納める方と
口座振替の方
決定通知書を送付します
ので、内容をよくご確認ください。

▶納付書で納める方
納入通知書を送付しますので、
市役所、公民館(織姫・助戸を除く)または金融機関の窓口で
納めてください。

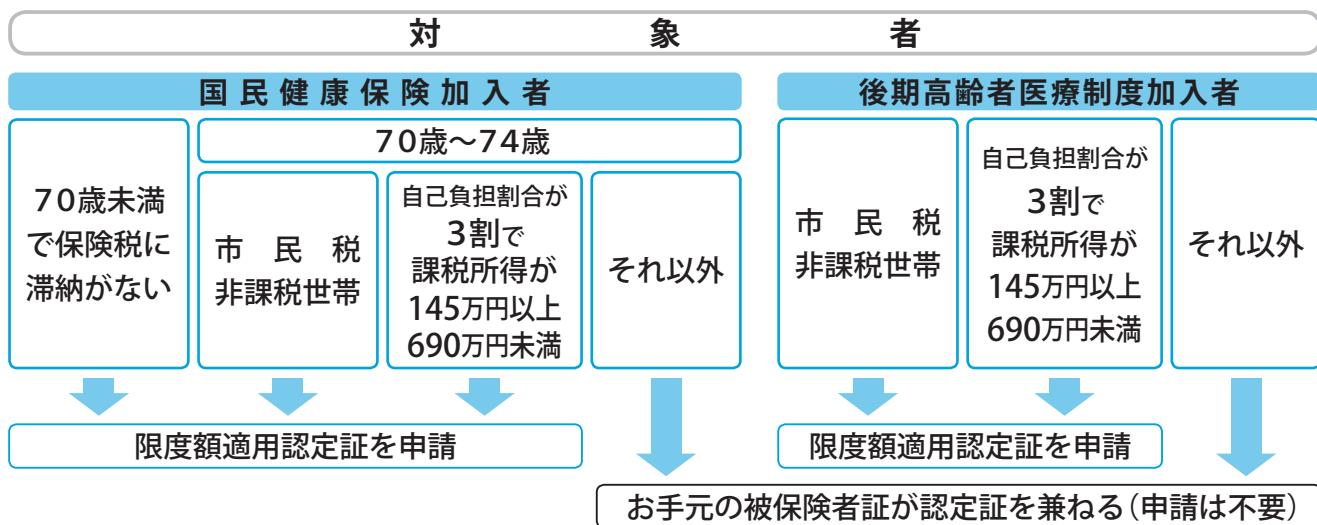
病院などの支払いが限度額までになる認定証

高額療養費制度と認定証

1ヶ月の医療費が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、申請により後で払い戻される制度です。しかし病院などの窓口では、いったん高額な医療費を支払うことになり、それが困難な場合もあります。

『限度額適用認定証』をあらかじめ病院などの窓口に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までですむようになります。

高額な医療費がかかる見込みのある方は事前に申請してください。



市民税非課税世帯の方は…申請することにより、入院時の食事代を減額する『標準負担額減額認定証』が交付されますので、同課にお問い合わせください。

※70歳未満で保険税に滞納がある場合、限度額適用認定証は交付できませんが、高額療養資金貸付制度を利用することができます。条件がありますので、まずは同課へご相談ください。

申 請 方 法

國民健康保険加入者

対象者の被保険者証、世帯主の認印、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階・14番窓口)

※すでに認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(水)です。8月以降も必要な方は手続きをしてください。

後期高齢者医療制度加入者

対象者の被保険者証、認印、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階・13番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

※すでに認定証の交付を受けている方で、今年度も対象となる方には、被保険者証に認定証を同封して郵送します。